

個人情報保護法施行規則等の改正に伴う「個人情報の保護に関する指針」等の一部改正について

2024 年 3 月 19 日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会においては、協会員における個人情報等の適正な取扱いを確保するため、「個人情報の保護に関する指針」、「『個人情報の保護に関する指針』に関する解説」（以下「解説」という。）を制定しているところである。

今般、個人情報の保護に関する法律施行規則並びに個人情報の保護に関する法律についての関連ガイドライン¹及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等（以下「各ガイドライン等」という。）の改正を受け、「個人情報の保護に関する指針」及び「解説」の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について

各ガイドライン等の改正等に伴い、所要の改正を行う。

（第1条第1項、第12条第2項第3号、第13条第2項柱書及び第2号、第14条の2第5項）

¹ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）をいう。

2. 「解説」の一部改正について

(1) 安全管理措置の明確化

安全管理措置について、協会員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該協会員が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置が含まれることに留意する旨を追記する。

(第 11 条及び第 15 条の解説)

(2) 漏えい報告等の対象事案の追加

漏えい報告等の対象である、不正の目的をもって行われたおそれがある協会員に対する行為による漏えいに、「協会員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているもの」の漏えいを追加する。

(第 23 条の解説)

(3) その他

その他所要の改正を行う。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

※ 上記Ⅱ. 1. に係る改正は、その内容が法令等の改正に伴う形式的な改正や軽微な語句修正に留まる技術的な改正であることから、パブリックコメント手続は実施しない。

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 個人情報監理室 (TEL 03-6665-6769)

以 上

「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について

令和 6 年 3 月 19 日

(下線部分変更)

新	旧
(目 的) 第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）、同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）及び同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和 3 年個人情報保護委員会告示第 7 号）並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年個人情報保護委員会・金融庁告示第 1 号）及び<u>金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針</u>（平成 29 年個人情報保護委員会・金融庁告示第 2 号）等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「協会の証券業務等」という。）	(目 的) 第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）、同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）及び同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和 3 年個人情報保護委員会告示第 7 号）並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年個人情報保護委員会・金融庁告示第 1 号）及び<u>金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針等</u>（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「協会の証券業務等」という。）における個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情

新	旧
における個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、協会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。	報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、協会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。
2 (現行どおり)	2 (省 略)
(役職員の監督)	(役職員の監督)
第 12 条 (現行どおり)	第 12 条 (省 略)
2 協会員は、前項の役職員に対する「必要かつ適切な監督」を以下の体制整備等により行うこととする。	2 (同 左)
1・2 (現行どおり)	1・2 (省 略)
3 役職員による個人データの持出し等を防ぐため、社内での<u>安全管理に係る取扱規程</u>に定めた事項の遵守状況等の確認及び役職員における<u>個人データの取扱状況の点検</u>及び監査制度を整備すること。	3 役職員による個人データの持出し等を防ぐため、社内での<u>安全管理措置</u>に定めた事項の遵守状況等の確認及び役職員における<u>個人データの保護</u>に対する点検及び監査制度を整備すること。
(委託先の監督)	(委託先の監督)
第 13 条 (現行どおり)	第 13 条 (省 略)
2 協会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを<u>委託する個人データの安全管理</u>が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない(二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行うものとする。)。なお、具体的には、例えば以下の対応等を行わなければならない。	2 協会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを<u>委託した個人データの安全管理措置</u>が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない(二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行うものとする。)。なお、具体的には、例えば以下の対応等を行わなければならない。
1 (現行どおり)	1 (省 略)

新	旧
2 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における<u>漏えい</u>等の防止及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件並びに漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的に監査を行う等により、定期的又は随時に当該委託契約に定める<u>安全管理措置等</u>の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直すこと。 なお、委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況については、個人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。 委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続きを求め、かつ直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと及び再委託先が保護法第23条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。	2 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における<u>個人データの漏えい</u>等の防止及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件並びに漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的に監査を行う等により、定期的又は随時に当該委託契約に定める<u>安全管理措置</u>の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直すこと。 なお、委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況については、個人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。 委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続きを求め、かつ直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと及び再委託先が保護法第23条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。
(外国にある第三者への提供の制限) 第 14 条の 2 (現行どおり) 2 ～ 4 (現行どおり) 5 協会員は、個人データを外国にある第三者(第 1 項に規定する体制を整備している者に限る。以下この項から第 7 項までにおいて同じ。)に提供する場合には、当該提供の時点で、当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及び内容、当該制	(外国にある第三者への提供の制限) 第 14 条の 2 (省 略) 2 ～ 4 (省 略) 5 協会員は、個人データを外国にある第三者(第 1 項に規定する体制を整備している者に限る。以下この項から第 7 項までにおいて同じ。)に提供する場合には、当該提供の時点で、当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及び内容、当該制

新	旧
度がある場合においては、当該第三者による相当措置の<u>継続的な実施</u>の確保の可否を、適切かつ合理的な方法により、確認しなければならない。 6・7 (現行どおり) 付 則 この改正は、令和6年4月1日から施行する。	度がある場合においては、当該第三者による相当措置の<u>実施</u>の確保の可否を、適切かつ合理的な方法により、確認しなければならない。 6・7 (省 略)

「『個人情報の保護に関する指針』に関する解説」の一部改正について

令和6年3月19日

(下線部分変更)

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
(目的) 第1条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）、同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）及び	(目的) 第1条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）、同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）及び	(1)～(6)（ 現行どおり ） (7) この解説において、個人情報に関連するガイドラインの略称は以下による。 ①～⑥（ 現行どおり ） ⑦ 補完的ルール 個人情報の保護に関する法律に係る<u>EU及び英国域内</u>から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール	(1)～(6)（ 省 略 ） (7) （ 同 左 ） ①～⑥（ 省 略 ） ⑦ 補完的ルール 個人情報の保護に関する法律に係る<u>EU域内</u>から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和３年個人情報保護委員会告示第７号）並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成２９年個人情報保護委員会・金融庁告示第１号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成２９年個人情報保護委員会・金融庁告示第２号）等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、会員の定款第３条第８号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第５条第２号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第５条第３号に規定する登録金融機関業務（以下「協会の証券業務等」という。）における個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、協会が講ずべき具体的措置等を定	同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和３年個人情報保護委員会告示第７号）並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成２９年個人情報保護委員会・金融庁告示第１号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、会員の定款第３条第８号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第５条第２号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第５条第３号に規定する登録金融機関業務（以下「協会の証券業務等」という。）における個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、協会が講ずべき具体的措置等を定めるものである。		

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
めるものである。 2 (現行どおり)	2 (省 略)		
(定義) 第 2 条 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1・1の2 (現行どおり)	(定義) 第 2 条 (同 左) 1・1の2 (省 略)	(現行どおり)	(省 略)
2 (現行どおり)	2 (省 略)	(1)～(3) (現行どおり) (参照条文等：保護法第16条第1項、番号法第2条、第29条、番号法金融GL1-(1)、 <u>1-(2)</u> 、通則GL2-4、国税通則法第74条の13の3)	(1)～(3) (省 略) (参照条文等：保護法第16条第1項、番号法第2条、第29条、番号法金融GL1-(1)、通則GL2-4、国税通則法第74条の13の3)
3～6 (現行どおり)	3～6 (省 略)	(現行どおり)	(省 略)
7 (現行どおり)	7 (省 略)	7. 機微（センシティブ）情報 本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、保護法第57条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものについては、法令上は要配慮個人情報に該当する場合であっても、機微（センシティブ）情報には含まれないことに留意する。	7. (同 左) 本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、保護法第57条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものについては、法令上は要配慮個人情報に該当する場合であっても、機微（センシティブ）情報には含まれないことに留意する。
8 (現行どおり)	8 (省 略)	(現行どおり)	(省 略)

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
9 (現行どおり)	9 (省 略)	9. 匿名加工情報 (1) (現行どおり) (2) 匿名加工情報を作成する場合は、<u>保護法、施行規則</u>及び仮名加工・匿名加工GLに従った対応が必要となる。なお、「匿名加工情報を作成する」とは、匿名加工情報として取り扱うために<u>施行規則第34条で定める基準に従い</u>作成することをいう。例えば、安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報削除（又は他の記述等に置換え）したうえで、引き続き個人情報として取り扱う場合（加工元の個人情報を復元する場合を含む）、あるいは統計情報を作成するために個人情報を加工する場合等については、「匿名加工情報を作成する」ときに該当しない。 （参照条文等：保護法第2条、<u>施行規則第34条、通則GL2-12、仮名加工・匿名加工GL3-1</u>）	9. (同 左) (1) (省 略) (2) 匿名加工情報を作成する場合は、<u>保護法</u>及び仮名加工・匿名加工GLに従った対応が必要となる。なお、「匿名加工情報を作成する」とは、匿名加工情報として取り扱うために作成することをいう。例えば、安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除（又は他の記述等に置換え）したうえで、引き続き個人情報として取り扱う場合（加工元の個人情報を復元する場合を含む）、あるいは統計情報を作成するために個人情報を加工する場合等については、「匿名加工情報を作成する」ときに該当しない。 （参照条文等：保護法第2条、通則GL2-12、仮名加工・匿名加工GL3-1）
10・11 (現行どおり)	10・11 (省 略)	(現行どおり)	(省 略)
（「同意」の形式） 第 5 条 (現行どおり)	（「同意」の形式） 第 5 条 (省 略)	(1) (現行どおり)	(1) (省 略)

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
		(2) あらかじめ作成された同意書面を用いる場合の留意事項 文字の大きさ及び文章の表現を変えること等により、個人情報の取扱いに関する条項が他と明確に<u>区別</u>され、本人に理解されることが望ましい。 または、あらかじめ作成された同意書面に確認欄を設け本人がチェックを行うこと等、本人の意思が明確に反映できる方法により確認を行うことが望ましい。 (3) (現行どおり)	(2) (同 左) 文字の大きさ及び文章の表現を変えること等により、個人情報の取扱いに関する条項が他と明確に<u>区分</u>され、本人に理解されることが望ましい。 または、あらかじめ作成された同意書面に確認欄を設け本人がチェックを行うこと等、本人の意思が明確に反映できる方法により確認を行うことが望ましい。 (3) (省 略)
(利用目的による制限) 第 6 条 (現行どおり) 2 (現行どおり)	(利用目的による制限) 第 6 条 (省 略) 2 (省 略)	(現行どおり) (現行どおり)	(省 略) (省 略)
3 前2項は、次に掲げる場合については適用しない。 1～5 (現行どおり)	3 (同 左) 1～5 (省 略)	(5) 「法令に基づく場合」(第3項第1号)の具体例 例えば、次のようなものが該当する。 ① (現行どおり) ② <u>国税通則法第131条(税務当局の行う犯則事件の任意調査)</u>	(5) (同 左) (同 左) ① (省 略) ② <u>国税犯則取締法第1条(収税官吏、徴税吏員の行う犯則事件の任</u>

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
		③～⑮（ 現行どおり ） (6)～(8)（ 現行どおり ）	<u>意調査）</u> ③～⑮（ 省 略 ） (6)～(8)（ 省 略 ）
（適正な個人情報の取得） 第 8 条 （ 現行どおり ）	（適正な個人情報の取得） 第 8 条 （ 省 略 ）	(1)・(2)（ 現行どおり ） ※ 2. 個人番号以外にも、基礎年金番号、 <u>被保険者等記号・番号等</u> （保険者番号及び被保険者等記号・番号をいう。以下同じ。） <u>などは原則として</u> 、本人確認の目的であっても告知を求めることが禁止されている点にも留意する。例えば、ホームページや顧客向けリーフレット等において、本人確認書類として健康保険証等の写しの提出を求める場合に「記号・番号が鮮明であることをご確認ください。」等の記載がある場合には、被保険者等記号・番号等の告知要求を行っているといみなされるおそれがあるため、行わないようにすること。 （参照条文等：保護法第20条、通則GL3-3-1、番号法第15条、第16条、第19条、第20条、番号法金融GL 3-(3)、国民年金法第108条の 4、健康保険法	(1)・(2)（ 省 略 ） ※ 2. 個人番号以外にも、基礎年金番号や <u>被保険者等記号・番号等</u> （保険者番号及び被保険者等記号・番号をいう。以下同じ。）は原則として、本人確認の目的であっても告知を求めることが禁止されている点にも留意する。例えば、ホームページや顧客向けリーフレット等において、本人確認書類として健康保険証等の写しの提出を求める場合に「記号・番号が鮮明であることをご確認ください。」等の記載がある場合には、被保険者等記号・番号等の告知要求を行っているといみなされるおそれがあるため、行わないようにすること。 （参照条文等：保護法第20条、通則GL3-3-1、番号法第15条、第16条、第19条、第20条、番号法金融GL 3-(3)、国民年金法第108条の 4、健康保険法

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
		第194条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第161条の2、国民健康保険法第111条の2、船員保険法第143条の2、私立学校教職員共済法第45条、国家公務員共済組合法第112条の2、 <u>地方公務員等共済組合法第144条の24の2</u> 、 <u>防衛省の職員の給与等に関する法律第22条</u> 、生活保護法第80条の2、 <u>国税通則法第74条の13の4</u> 、番号利用法整備法（平成25年法律第28号）第8条)	第194条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第161条の2、国民健康保険法第111条の2、船員保険法第143条の2、私立学校教職員共済法第45条、国家公務員共済組合法第112条の2、 <u>地方公務員共済組合法第144条の24の2</u> 、 <u>国税通則法第74条の13の4</u> 、番号利用法整備法（平成25年法律第28号）第8条)
2（現行どおり）	2（省略）	(3)・(4)（現行どおり） （参照条文等： <u>通則GL3-3-1、確認記録GL3-1-2、3-1-3</u> ） （注） <u>EU</u> 域内から、個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転並びに指令95/46/ECの廃止に関する欧州議会及び欧州理事会規則（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則。以下「GDPR」という。）45条に基づく十分性認定により移転を受けた個人データ（GDPR第4条第1号に定める「Personal Data」をいう。）については、補完的ルール適用を受けることに留	(3)・(4)（省略） （参照条文等： <u>通則GL3-3-1</u> ） （注） <u>EEA</u> 域内から、個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転並びに指令95/46/ECの廃止に関する欧州議会及び欧州理事会規則（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則。以下「GDPR」という。）45条に基づく十分性認定により移転を受けた個人データ（GDPR第4条第1号に定める「Personal Data」をいう。）については、補完的ルールの適用を受けることに留意する。

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
		意する。 <u>また、英国域内から十分に認定により移転を受けた個人データについても同様である。</u>	
（個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等） 第 9 条（ 現行どおり ）	（個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等） 第 9 条（ 省 略 ）	(1)・(2)（ 現行どおり ） (注) 平成17年4月1日の保護法施行日前から保有している個人情報については、保護法施行時に個人情報の取得行為がなく、<u>保護法第21条</u>の規定は適用されない。	(1)・(2)（ 省 略 ） (注) 平成17年4月1日の保護法施行日前から保有している個人情報については、保護法施行時に個人情報の取得行為がなく、<u>保護法第18条</u>の規定は適用されない。
2・3 （ 現行どおり ）	2・3 （ 省 略 ）	（ 現行どおり ）	（ 省 略 ）
4 前3項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。 1（ 現行どおり ）	4（ 同 左 ） 1（ 省 略 ）	(8) 「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」の具体例（第4項第1号） 例えば、暴力団、いわゆる総会屋、反社会的団体若しくはその構成員等についての情報や疑わしい取引の対象情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報、業務妨害行為を行う悪質者情報の提供者が逆恨みを買うおそれがある場合	(8)（ 同 左 ） 例えば、<u>第三者から</u>、暴力団、いわゆる総会屋、反社会的団体若しくはその構成員等についての情報や疑わしい取引の対象情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報、業務妨害行為を行う悪質者情報の提供者が逆恨みを買うおそれがある場合

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
		(参照条文等：保護法第 21 条第 4 項、 通則 GL3-3-5、 <u>金融分野 GL 第 6 条</u>)	(参照条文等：保護法第 21 条第 4 項、 通則 GL3-3-5)
2 (現行どおり)	2 (省 略)	(9) (現行どおり) (参照条文等：保護法第21条第 4 項、 通則GL3-3-5、 <u>金融分野GL第 6 条</u>)	(9) (省 略) (参照条文等：保護法第21条第 4 項、 通則GL3-3-5)
3 (現行どおり)	3 (省 略)	(現行どおり)	(省 略)
4 (現行どおり)	4 (省 略)	(11) (現行どおり) (参照条文等：保護法第21条第 4 項、 通則GL3-3-5)	(11) (省 略) (参照条文等：保護法第21条第 4 項、 通則GL3-3-5、 <u>金融分野GL第 6 条</u>)
(安全管理措置) 第 11 条 (現行どおり) 2・3 (現行どおり)	(安全管理措置) 第 11 条 (省 略) 2・3 (省 略)	(1) (現行どおり) (2) <u>その他の個人データの安全管理 のために必要かつ適切な措置</u> <u>保護法第23条における「その他 の個人データの安全管理のために 必要かつ適切な措置」には、協会 員が取得し、又は取得しようとし ている個人情報であって、当該協 会員が個人データとして取り扱う ことを予定しているものの漏えい 等を防止するために必要かつ適切 な措置も含まれることに留意す る。</u> (参照条文等：保護法第23条、 <u>通則 GL3-4-2、金融分野GL第 8 条</u>)	(1) (省 略) (新 設) (参照条文等：保護法第23条、金融分 野GL第 8 条)

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
		(3)・(4) (現行どおり)	(2)・(3) (省 略)
(役職員の監督) 第 12 条 (現行どおり) 2 協会員は、前項の役職員に対する「必要かつ適切な監督」を以下の体制整備等により行うこととする。 1・2 (現行どおり) 3 役職員による個人データの持出し等を防ぐため、社内での <u>安全管理に係る取扱規程</u> に定めた事項の遵守状況等の確認及び役職員における <u>個人データの取扱状況の点検</u> 及び監査制度を整備すること。	(役職員の監督) 第 12 条 (省 略) 2 (同 左) 1・2 (省 略) 3 役職員による個人データの持出し等を防ぐため、社内での <u>安全管理措置</u> に定めた事項の遵守状況等の確認及び役職員における <u>個人データの保護に対する点検</u> 及び監査制度を整備すること。	(現行どおり)	(省 略)
(委託先の監督) 第 13 条 (現行どおり) 2 協会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを <u>委託する個人データの安全管理</u> が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない(二段階以上の委託が行われた場合には、委託	(委託先の監督) 第 13 条 (省 略) 2 協会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを <u>委託した個人データの安全管理措置</u> が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない(二段階以上の委託が行われた場合には、委託	(現行どおり)	(省 略)

個人情報保護に関する指針		「個人情報保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行うものとする。)。なお、具体的には、例えば以下の対応等を行わなければならない。	委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行うものとする。)。なお、具体的には、例えば以下の対応等を行わなければならない。		
1 (現行どおり) 2 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における漏えい等の防止及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件並びに漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的に監査を行う等により、定期的又は随時に当該委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直すこと。 なお、委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況については、個人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。 委託先が再委託を行おうとす	1 (省 略) 2 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における個人データの漏えい等の防止及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件並びに漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的に監査を行う等により、定期的又は随時に当該委託契約に定める安全管理措置の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直すこと。 なお、委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況については、個人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。 委託先が再委託を行おうとす	(現行どおり)	(省 略)

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
る場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続きを求め、かつ直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと及び再委託先が保護法第 23 条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。	る場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続きを求め、かつ直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと及び再委託先が保護法第 23 条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。		
（第三者提供の制限） 第 14 条（ 現行どおり ）	（第三者提供の制限） 第 14 条（ 省 略 ）	(1)・(2)（ 現行どおり ） （参照条文等：保護法第27条、番号法第15条、第19条、<u>第30条第 2 項</u>、金融分野GL第12条、番号法金融GL 3-(2)）	(1)・(2)（ 省 略 ） （参照条文等：番号法第15条、第19条、<u>第30条第 3 項</u>、金融分野GL第12条、番号法金融GL 3-(2)）
1 （ 現行どおり ）	1 （ 省 略 ）	(3) 「法令に基づく場合」の具体例（第 1 項第 1 号） 例えば、次のようなものが該当する。 ① （ 現行どおり ）	(3) （ 同 左 ） （ 同 左 ） ① （ 省 略 ）

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
		② <u>国税通則法第131条（税務当局の行う犯則事件の任意調査）</u>	② <u>国税犯則取締法第1条（収税官吏、徴税吏員の行う犯則事件の任意調査）</u>
		③～⑮（ 現行どおり ）	③～⑮（ 省 略 ）
2～5（ 現行どおり ）	2～5（ 省 略 ）	（ 現行どおり ）	（ 省 略 ）
2 （ 現行どおり ）	2 （ 省 略 ）	(6)～(8)（ 現行どおり ） （参照条文等：保護法第27条、 <u>番号法第19条、通則GL2-14、3-6-2、番号法金融GL3-(2)</u> ）	(6)～(8)（ 省 略 ） （参照条文等：保護法第27条、通則GL2-14、3-6-2）
1～9（ 現行どおり ）	1～9（ 省 略 ）	（ 現行どおり ）	（ 省 略 ）
3 （ 現行どおり ）	3 （ 省 略 ）	（ 現行どおり ）	（ 省 略 ）
4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない。 1～3（ 現行どおり ）	4 （ 同 左 ） 1～3（ 省 略 ）	(14)～(17)（ 現行どおり ） (18) 「共同利用」の具体例（第4項第3号） ①・②（ 現行どおり ） （ 現行どおり ） また、既に特定の事業者が取得している個人データをほかの事業者と共同して利用する場合には、当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に	(14)～(17)（ 省 略 ） (18)（ 同 左 ） ①・②（ 省 略 ） （ 省 略 ） また、既に特定の事業者が取得している個人データをほかの事業者と共同して利用する場合には、当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
		認められる範囲内である必要がある。その上で、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断し、既に取得している事業者が <u>保護法第17条第1項</u> の規定により特定した利用目的の範囲で共同利用しなければならない。	認められる範囲内である必要がある。その上で、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断し、既に取得している事業者が <u>保護法第15条第1項</u> の規定により特定した利用目的の範囲で共同利用しなければならない。
		(19)・(20) (現行どおり) (参照条文等： <u>番号法第30条第2項</u> 、 <u>番号法金融GL3-(2)</u>)	(19)・(20) (省 略) (参照条文等： <u>番号法第30条第3項</u> 、 <u>番号法金融GL3-(2)</u>)
5 (現行どおり)	5 (省 略)	(現行どおり)	(省 略)
6 (現行どおり)	6 (省 略)	(23) (現行どおり) (参照条文等：保護法第27条、通則GL2-14、3-6-2)	(23) (省 略) (参照条文等：保護法第27条、通則GL2-14、3-6-2、 <u>金融分野GL第12条、第4条</u>)
		(24)・(25) (現行どおり)	(24)・(25) (省 略)
(外国にある第三者への提供の制限) 第14条の2 (現行どおり)	(外国にある第三者への提供の制限) 第14条の2 (省 略)	(1) 「外国」から除かれる「国」について <u>保護法第28条</u> に定める個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として、施行規則第15条に	(1) (同 左) <u>法第28条</u> に定める個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として、施行規則第

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
		基づき平成31年個人情報保護委員会告示第1号に定められた国(※)が該当する。 ※次に掲げる欧州経済領域協定に規定された国及び英国 ※欧州経済領域協定に規定された次に掲げる国が変更された場合、速やかに対応することが求められる アイスランド、アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア及びルクセンブルク (2) (現行どおり) (3) 「個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に	15条に基づき平成31年個人情報保護委員会告示第1号に定められた国(※)が該当する。 ※次に掲げる令和2年2月14日時点における欧州経済領域協定に規定された国 ※欧州経済領域協定に規定された次に掲げる国が、令和2年2月14日以降に変更された場合、速やかに対応することが求められる アイスランド、アイルランド、イタリア、<u>英国</u>、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア及びルクセンブルク (2) (省 略) (3) (同 左)

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
		講ずるために必要なものとして定められる基準に適合する体制を整備している者」として、「第三者」から除かれる者について 個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして基準に適合する体制を整備している者については、本条に定める本人の同意は不要となる。以下①又は②に該当する場合は、当該体制を整備している者と認められる。 ① 協会員と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、保護法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。 【「保護法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置」のために備えるべき内容】 保護法第17条から第40条まで（た	(同 左) ① (同 左) 【「保護法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置」のために備えるべき内容】 保護法第17条から第40条（ただ

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
		だし、保護法第20条第2項、第27条第2項及び第3項、第29条、第30条、第31条、第33条第5項、第32条及び第36条から第38条までのうち第三者提供記録の開示に関連する手続等、第39条は除く。）	し、保護法第20条第2項、第27条第2項及び第3項、第29条、第30条、第31条、第33条第5項、第32条及び第36条から第38条までのうち第三者提供記録の開示に関連する手続等、第39条は除く。）
2～4 （現行どおり）	2～4 （省略）	(4)～(7)（現行どおり） (8) 「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」について （現行どおり） ※1～4（現行どおり） 【④の「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」の具体例】 - 事業者に対し政府の情報収集活動への広範な<u>協力義務</u>を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度（※） - 事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度 （※）例えば、OECD「民間部門が	(4)～(7)（省略） (8)（同左） （省略） ※1～4（省略） 【④の「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」の具体例】 事業者に対し政府の情報収集活動への広範な<u>努力義務</u>を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度 （同左） （新設）

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
		<u>保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言</u>」(2022年)を参照し、当該制度の該当性を判断することが考えられる。 (9)～(13) (現行どおり)	(9)～(13) (省 略)
5 協会員は、個人データを外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。以下この項から第7項までにおいて同じ。)に提供する場合には、当該提供の時点で、当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及び内容、当該制度がある場合においては、当該第三者による相当措置の<u>継続的な実施</u>の確保の可否を、適切かつ合理的な方法により、確認しなければならない。 6・7 (現行どおり)	5 協会員は、個人データを外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。以下この項から第7項までにおいて同じ。)に提供する場合には、当該提供の時点で、当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及び内容、当該制度がある場合においては、当該第三者による相当措置の<u>実施</u>の確保の可否を、適切かつ合理的な方法により、確認しなければならない。 6・7 (省 略)	(14) (現行どおり) (15) 相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の具体例 - 事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる<u>制度</u> (※) (※) 例えば、OECD「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」(2022年)を参照し、当該制度の該当性を判断することが考えられる。 - 事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度 (16)・(17) (現行どおり)	(14) (省 略) (15) (同 左) 事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度 (新 設) (同 左) (16)・(17) (省 略)
(第三者提供に係る記録の作成等) 第14条の3 (現行どおり)	(第三者提供に係る記録の作成等) 第14条の3 (省 略)	(1)～(7) (現行どおり)	(1)～(7) (省 略)

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
1～8（現行どおり）	1～8（省略）	（参照条文等：保護法第29条、 <u>施行規則第19条、第20条、確認記録GL</u> ）	（参照条文等：保護法第29、確認記録GL）
（第三者提供を受ける際の確認等） 第14条の4（現行どおり） 1～9（現行どおり）	（第三者提供を受ける際の確認等） 第14条の4（省略） 1～9（省略）	(1)・(2)（現行どおり） (3) 第三者から個人データの提供を受けた場合は、次の項目についての記録を作成すること。 ① 個人情報取扱事業者からアウトにより個人データの第三者提供を受けた場合 イ～ハ（現行どおり） ニ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足る事項 ホ・ヘ（現行どおり） ② 個人情報取扱事業者から都度の本人の同意により個人データの第三者提供を受けた場合 イ（現行どおり） ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代	(1)・(2)（省略） (3)（同左） ①（同左） イ～ハ（省略） ニ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人特定するに足る事項 ホ・ヘ（省略） ②（同左） イ（省略） ロ 当該第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
		表者又は管理人) の氏名 ハ～ホ (現行どおり) ③・④ (現行どおり) (4)～(8) (現行どおり) (参照条文等：保護法第30条、 <u>施行規則第22条、第23条、第24条、通則GL3-7-5、3-7-6、確認記録GL</u>)	理人) の氏名 ハ～ホ (省 略) ③・④ (省 略) (4)～(8) (省 略) (参照条文等：保護法第30条、施行規則第24条、通則GL3-7-6、確認記録GL)
(個人関連情報の第三者提供の制限) 第 14 条の 5 (現行どおり) 2 ～ 4 (現行どおり)	(個人関連情報の第三者提供の制限) 第 14 条の 5 (省 略) 2 ～ 4 (省 略)	(1)～(5) (現行どおり) (6) 協会員が確認を行った場合は、次の項目についての記録を作成すること。 ①・② (現行どおり) ③ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人) の氏名 ④ (現行どおり) (7) (現行どおり)	(1)～(5) (省 略) (6) (同 左) ①・② (省 略) ③ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人) の氏名 ④ (省 略) (7) (省 略)
(第三者提供時の記録に係る保存期間) 第 14 条の 6 (現行どおり)	(第三者提供時の記録に係る保存期間) 第 14 条の 6 (省 略)	(1)・(2) (現行どおり)	(1)・(2) (省 略)

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
		(参照条文等：保護法第29条、第30条、第31条、 <u>施行規則第21条、第25条、第29条</u>)	(参照条文等：保護法第29条、第30条、第31条)
(保有個人データに関する事項の公表等) 第 15 条 (現行どおり)	(保有個人データに関する事項の公表等) 第 15 条 (省 略)	(1) (現行どおり) (参照条文等：保護法第32条、通則GL3-8-1、 <u>金融分野GL第15条</u>)	(1) (省 略) (参照条文等：保護法第32条、通則GL3-8-1)
1 ～ 3 (現行どおり)	1 ～ 3 (省 略)	(現行どおり)	(省 略)
4 (現行どおり)	4 (省 略)	・ <u>保有個人データの安全管理のために講じた措置には、協会員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該協会員が保有個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために講じた措置も含まれることに留意する。</u>	(新 設)
5 ・ 6 (現行どおり)	5 ・ 6 (省 略)	(現行どおり)	(省 略)
2 ・ 3 (現行どおり)	2 ・ 3 (省 略)	(現行どおり)	(省 略)
(開示) 第 16 条 (現行どおり) 1 (現行どおり)	(開示) 第 16 条 (省 略) 1 (省 略)	(現行どおり)	(省 略)
2 (現行どおり)	2 (省 略)	(6) (現行どおり) (7) 「協会員の業務の適正な実施に	(6) (省 略) (7) (同 左)

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
		著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当しない例（第1項第2号） 例えば、開示すべき<u>保有個人データ</u>の量が多いことのみを不開示理由とすることはできない。 （参照条文等：保護法第33条、通則GL3-8-2、<u>金融分野GL第16条</u>）	例えば、開示すべき<u>個人データ</u>の量が多いことのみを不開示理由とすることはできない。 （参照条文等：保護法第33条、通則GL3-8-2）
3（現行どおり）	3（省略）	（現行どおり）	（省略）
2 （現行どおり）	2 （省略）	(9)（現行どおり） （参照条文等：保護法第33条、<u>第36条</u>、通則GL3-8-2、金融分野GL第17条）	(9)（省略） （参照条文等：保護法第33条、<u>施行令第11条</u>、通則GL3-8-2、金融分野GL第17条）
3 （現行どおり）	3 （省略）	（現行どおり）	（省略）
（訂正等） 第 17 条 （現行どおり）	（訂正等） 第 17 条 （省略）	（現行どおり）	（省略）
2 （現行どおり）	2 （省略）	(3)（現行どおり） （参照条文等：保護法第34条、<u>第36条</u>、金融分野GL第17条）	(3)（省略） （参照条文等：保護法第34条、金融分野GL第17条）
（利用停止等） 第 18 条 （現行どおり）	（利用停止等） 第 18 条 （省略）	（現行どおり）	（省略）
2・3 （現行どおり）	2・3 （省略）	（現行どおり）	（省略）
4 （現行どおり）	4 （省略）	（現行どおり） （参照条文等：保護法第35条、<u>第36条</u>）	（省略） （参照条文等：保護法第35条、通則

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
		条、通則GL3-8-5)	GL3-8-5)
(開示等の請求等に応じる手続) 第 20 条 (現行どおり)	(開示等の請求等に応じる手続) 第 20 条 (省 略)	○ 協会員は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データ又は<u>第三者提供記録</u>の特定に必要な事項(例えば、住所、ID、パスワード、会員番号等)の提示を求めることができる。 (参照条文等：保護法第37条、通則GL3-8-7、<u>金融分野GL第18条</u>)	○ 協会員は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データの特定に必要な事項(例えば、住所、ID、パスワード、会員番号等)の提示を求めることができる。 (参照条文等：保護法第37条、通則GL3-8-7、<u>金融分野GL第15条</u>)
1・2 (現行どおり)	1・2 (省 略)	(現行どおり)	(省 略)
3 (現行どおり)	3 (省 略)	(4) 「本人確認方法」の具体例(第1項第3号) 犯罪収益移転防止法の規定に基づく確認手続又は同レベルの手続など、十分かつ適切な確認手続を定めるものとする。 なお、ここでのいう「代理人」は各協会員が社内規則等で規定する取引代理人ではなく、<u>施行令第13条</u>で規定する代理人に限られることに注意すること。	(4) (同 左) 犯罪収益移転防止法の規定に基づく確認手続又は同レベルの手続など、十分かつ適切な確認手続を定めるものとする。 なお、ここでのいう「代理人」は各協会員が社内規則等で規定する取引代理人ではなく、<u>施行令第11条</u>で規定する代理人に限られることに注意すること。
4～6 (現行どおり)	4～6 (省 略)	(現行どおり)	(省 略)

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
2・3 (現行どおり)	2・3 (省 略)	(現行どおり)	(省 略)
(個人情報等の漏えい等事案への対応) 第 23 条 (現行どおり) 2～5 (現行どおり)	(個人情報等の漏えい等事案への対応) 第 23 条 (省 略) 2～5 (省 略)	(1) 「施行規則第 7 条各号に定める事態」とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①・② (現行どおり) ③ 不正の目的をもって行われたおそれがある <u>当該協会員に対する行為による個人データ(当該協会員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。)</u> の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 ④ (現行どおり) (2)・(3) (現行どおり)	(1) (同 左) ①・② (省 略) ③ 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 ④ (省 略) (2)・(3) (省 略)
(個人情報保護宣言の策定) 第 24 条 (現行どおり)	(個人情報保護宣言の策定) 第 24 条 (省 略)	(1) (現行どおり) (2) 公表方法の具体例 例えば、次のような方法がある。 ①・② (現行どおり) ③ インターネットのホームページ	(1) (省 略) (2) (同 左) (同 左) ①・② (省 略) ③ (同 左)

個人情報の保護に関する指針		「個人情報の保護に関する指針」に関する解説	
新	旧	新	旧
		ジへの掲載 なお、利用者に見やすくわかりやすいよう留意し、項目ごとに複数の媒体に分けて記載することも可能である。 例えば、現在公表している「個人情報保護宣言」の関係箇所に注記を追記した上で、委託業務の種類や個人情報の取得元の具体例はホームページにリンクを<u>貼って</u>詳細説明に誘導するなどが考えられる。	なお、利用者に見やすくわかりやすいよう留意し、項目ごとに複数の媒体に分けて記載することも可能である。 例えば、現在公表している「個人情報保護宣言」の関係箇所に注記を追記した上で、委託業務の種類や個人情報の取得元の具体例はホームページにリンクを<u>はって</u>詳細説明に誘導するなどが考えられる。
2～4 （現行どおり）	2～4 （省略）	（現行どおり）	（省略）
付 則 この改正は、令和6年4月1日から施行する。		付 則 この改正は、令和6年4月1日から施行する。	